

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第2部門第7区分  
【発行日】令和2年4月30日(2020.4.30)

【公表番号】特表2019-521054(P2019-521054A)  
【公表日】令和1年7月25日(2019.7.25)  
【年通号数】公開・登録公報2019-030  
【出願番号】特願2019-517760(P2019-517760)  
【国際特許分類】

**B 6 5 G 15/42 (2006.01)**

【FI】

B 6 5 G 15/42 Z

【手続補正書】

【提出日】令和2年3月23日(2020.3.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンベヤベルト(50)であって、  
積載面(54)を有する本体部分(52)と、  
該ベルトの前記本体部分(52)の前記積載面(54)から延在するとともに、該ベルトの進行方向に対して平行な長手方向表面を有するコルゲート状でない側壁(62)と、  
を備え、

前記コルゲート状でない側壁は、前記長手方向表面に対して鋭角に延在するスロット(66)を有し、該ベルトの前記進行方向に対して垂直な軸の周りでの前記本体部分(52)の逆曲げを容易にし、各スロットは、前記側壁の遠位縁部から、前記積載面における前記側壁の近位縁部に対して離間した点まで延在し、一对のスロット拡張部が、前記スロットが前記点を越えて広がることを最小限にするために、前記点から反対方向に延在する、コンベヤベルト。

【請求項2】

各スロットは、前記ベルトの前記進行方向に対して前方のスロット面と後方のスロット面とによって画定され、前記鋭角は、前記後方のスロット面と隣接する前記長手方向表面との間の角度である、請求項1に記載のコンベヤベルト。

【請求項3】

前記前方のスロット面と前記後方のスロット面とは、切り溝によって分離される、請求項2に記載のコンベヤベルト。

【請求項4】

各スロット拡張部は、U字形の切れ目である、請求項3に記載のコンベヤベルト。

【請求項5】

前記コルゲート状でない側壁のすぐ隣に配置される第2のコルゲート状でない側壁を更に備え、該第2のコルゲート状でない側壁は、前記側壁の前記スロットに対して互い違いにされたスロットを有する、請求項1に記載のコンベヤベルト。

【請求項6】

前記コルゲート状でない側壁は、前記遠位縁部よりも前記近位縁部において厚い、請求項1に記載のコンベヤベルト。

【請求項7】

前記コルゲート状でない側壁は、前記近位縁部において足部を有する、請求項6に記載のコンベヤベルト。

【請求項 8】

前記コルゲート状でない側壁は、前記近位縁部から前記遠位縁部までの厚さにテーパが付けられている、請求項6に記載のコンベヤベルト。

【請求項 9】

前記点に配置された穴を更に備える、請求項1に記載のコンベヤベルト。

【請求項 10】

前記コルゲート状でない側壁のすぐ隣に配置される第2の側壁を更に備え、該第2の側壁は、前記側壁の前記スロットに対して互い違いにされたスロットを有する、請求項9に記載のコンベヤベルト。

【請求項 11】

前記前方のスロット面と前記後方のスロット面との間の摩擦を低減する手段を更に備える、請求項2に記載のコンベヤベルト。

【請求項 12】

前記手段は、より小さな鋭角を含む、請求項 11 に記載のコンベヤベルト。

【請求項 13】

前記手段は、前記前方のスロット面及び前記後方のスロット面における、より低い摩擦係数を含む、請求項 12 に記載のコンベヤベルト。

【請求項 14】

コンベヤベルトであって、  
積載面を有する本体部分と、

該ベルトの前記本体部分の前記積載面から、該ベルトの進行方向に対して横断方向に延在するクリートと、  
を備え、

前記クリートは、該クリートの表面に対して鋭角に前記クリートに延在するスロットによって、該ベルトの前記進行方向に対して平行な軸の周りでの前記本体部分の曲げを容易にし、各スロットは、前記クリートの遠位縁部から、前記積載面における前記クリートの近位縁部に対して離間した点まで延在し、一对のスロット拡張部は、前記スロットが前記点を越えて広がることを最小限にするために、前記点から反対方向に延在する、コンベヤベルト。

【請求項 15】

各スロット拡張部は、U字形の切れ目である、請求項 14 に記載のコンベヤベルト。

【請求項 16】

前記点における穴を更に備える、請求項15に記載のコンベヤベルト。

【請求項 17】

前記近位縁部における足部を更に備える、請求項14に記載のコンベヤベルト。

【請求項 18】

前記スロットによって画定されるセグメントは、互いに対して捻れる、請求項14に記載のコンベヤベルト。

【請求項 19】

隣接セグメント間の摩擦を低減する手段を更に備える、請求項18に記載のコンベヤベルト。

【請求項 20】

前記クリートは、弧状である、請求項15に記載のコンベヤベルト。